

コーデックスの食品添加物規格（GSFAのTable1）

.....	用途（機能クラス）A 用途（機能クラス）B	使用可能食品分類 a（最大使用量）
.....		
物質名（番号）		
.....		
.....		
.....	使用可能食品分類 b（最大使用量）	使用可能食品分類 c（最大使用量）
.....		
.....		
.....		
.....		

1) 物質名（INS番号）、用途（機能クラス）、使用基準が一体となったポジティブリストによる食品添加物規制。
※各物質に該当する用途（複数の場合が多い）が割り振られる。併記する際の用途名の選択が容易。
※用途名は技術的妥当性を重視したもので、日本と対象物質の範囲が異なったり、日本の食品加工に馴染みにくいものがある。食品分類が日本と異なる。

2) 本リストの対象外（別の規制）

- フレーバー（香氣成分、風味成分） ※香料、調味料、苦味料等が該当。
- 栄養成分 ※栄養強化目的で使用したビタミン、アミノ酸、ミネラルが該当。
- 加工助剤 ※酵素の多くが該当。
- 一般飲食物 ※一般飲食物添加物が該当。
- 防かび剤

☆コーデックス参加国は、本リストに自国の規格・基準を反映させる取り組みを行っている。

（上田作成）

各国・地域の表示制度

2018年(一社)日本食品添加物協会調べ

国・地域		コーデックス様式のポジティブリスト の導入状況	食品添加物の表示方法(フレーバー以外)
米国、カナダ		C	●物質名表示原則。一部、用途名併記表示。
日本		C	●物質名表示、用途名併記表示、一括名表示の組み合わせ。 ●食品添加物と食品原料を区分して表示。
韓国		A	●物質名表示、用途名併記表示、一括名表示の組み合わせ。
マレーシア		B	●一括名表示と用途名併記表示の組み合わせ。
インドネシア		A	●一括名表示と用途名併記表示の組み合わせ。 ●番号表示可。
中国		A	●用途名併記表示あるいは物質名表示を選択。 ●番号表示可。
EU、豪州、インド		B	●用途名併記表示原則。 ●番号表示可。
ロシア、ベトナム、 メルコスール		A	●用途名併記表示原則。 ●番号表示可。

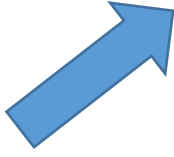
A:用途を組み込んだポジティブリスト B:用途を組み込んでいないポジティブリスト C:他の方法で規制

☆各国・地域は、コーデックス規格を参照しつつ、それぞれの国情に適合するかたちで規制。表示方法、用途名種にも違いがある。
☆独自のリスク評価機関を持つ国は独自の規制の場合が多い。

日本の表示制度の特徴

【視認性(情報へのアクセス)】

- 簡略名・類別名、14の一括名の使用で、見やすさの向上、表示スペースの節減が可能。



【正確性(誤認防止)】

- 物質名表示が原則。
- 簡略名・類別名、一括名の対象物質は規定。用途名の対象物質は例示。
- 簡略名、一括名の使用で、カタカナ物質名の羅列が抑制され、類似した物質名の混同や使用量の誤認の防止が可能。



【情報量(選択の自由)】

- 食品添加物が食品原料と区分されているので使用の有無は分かりやすい。一方、食品原料との使用量バランスは分らない。
- 関心の高いものには、物質名に用途名を併記(8用途)。
- 用途名、一括名には平易なものが多く、用途が分かりやすい。
- 一括名を使用した場合、物質名については問い合わせが必要。
- 物質名のみ表示の場合、用途については問い合わせが必要。

(上田作成)